

## 表彰基準表

表彰の範囲 (五戸町表彰条例)	表彰基準																					
	取扱要領	運用																				
<p>(特別功労者の表彰)</p> <p>第2条の2 町民又は当町に縁故の深い者で、公益若しくは公共の福祉の増進又は勸業に寄与し、その功績が特にすぐれて町民の尊敬を集めているものは、特別功労者として表彰する。</p>	<p>原則として、功労者として表彰されたものの中で、その功績が特に卓越し、功労顕著なものに対して行う。</p>																					
<p>(功労者の表彰)</p> <p>第3条 次の各号の一に該当するものは、功労者として表彰する</p>																						
<p>町政の進展に貢献し、功労顕著なもの</p>	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%;">町長</td> <td style="width: 30%;">10年</td> <td rowspan="10" style="vertical-align: top;">                     1 町長、副町長及び教育長の職は、原則として元職に限る。                      2 統計調査員は、各種統計調査を50回以上従事したものを対象とする。                      3 年数の相互換算は、換算表による。                 </td> </tr> <tr> <td>副町長</td> <td>12年</td> </tr> <tr> <td>県議会議員(五戸町選出)</td> <td>12年</td> </tr> <tr> <td>教育長</td> <td>12年</td> </tr> <tr> <td>町議会議員</td> <td>15年</td> </tr> <tr> <td>町行政委員会委員</td> <td>20年</td> </tr> <tr> <td>町付属機関委員</td> <td>20年</td> </tr> <tr> <td>行政連絡員</td> <td>20年</td> </tr> <tr> <td>統計業務に従事したもの</td> <td>30年</td> </tr> <tr> <td colspan="2">以上の基準を満たして功績のすぐれたものであること</td> </tr> </table>	町長	10年	1 町長、副町長及び教育長の職は、原則として元職に限る。 2 統計調査員は、各種統計調査を50回以上従事したものを対象とする。 3 年数の相互換算は、換算表による。	副町長	12年	県議会議員(五戸町選出)	12年	教育長	12年	町議会議員	15年	町行政委員会委員	20年	町付属機関委員	20年	行政連絡員	20年	統計業務に従事したもの	30年	以上の基準を満たして功績のすぐれたものであること	
町長	10年	1 町長、副町長及び教育長の職は、原則として元職に限る。 2 統計調査員は、各種統計調査を50回以上従事したものを対象とする。 3 年数の相互換算は、換算表による。																				
副町長	12年																					
県議会議員(五戸町選出)	12年																					
教育長	12年																					
町議会議員	15年																					
町行政委員会委員	20年																					
町付属機関委員	20年																					
行政連絡員	20年																					
統計業務に従事したもの	30年																					
以上の基準を満たして功績のすぐれたものであること																						
<p>教育、学術、技芸、体育その他文化の振興に貢献し、功労顕著なもの</p>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 私立、公立学校の教職員期間が35年以上で、特に教育に尽力した功績が著しいもの</li> <li>2 私立学校及び幼稚園の創設者、経営者又は代表者で、私学の振興に著しく貢献したもの</li> <li>3 教育、学術、技芸、体育、その他文化の振興のため著しく貢献し、その指導的立場に25年以上あったもの</li> <li>4 社会教育の振興のため著しく貢献し、その指導的立場に25年以上あったもの</li> </ol>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 教職員については、町内で勤務年数20年以上で、かつ町内校長歴のあるもの</li> <li>2 人文科学、社会科学、自然科学等について著しい功績をあげたもの</li> <li>3 文学、美術、音楽、演劇、映画、舞踊等について業績の著しいもの</li> <li>4 茶道、生花、囲碁、将棋、書道、絵画等において後進の指導育成に努め功績の著しいもの</li> </ol>																				

<p>産業の開発振興に貢献し功労顕著なもの</p>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 農林業等の振興発展に著しく功績のあったもの</li> <li>2 商工業等経済の振興発展に著しく功績のあったもの</li> <li>3 運輸、交通、その他公共的事業の振興発展に著しく功績のあったもの</li> </ol>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 産業経済関係団体（農協、森林組合、商工会等の役員歴25年以上で、かつ会長又は副会長の経歴を有するもの ただし、年齢70歳以上で、産業経済団体の役員として功績のある場合はこの限りでない</li> </ol>
<p>社会福祉、民生安定、風教の善導、公益の事業等に尽力し、功労顕著なもの</p>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 民生、児童委員、保護司、調停委員、人権擁護委員として25年以上におよび功績の著しくすぐれたもの</li> <li>2 社会福祉事業の施設の創設者、経営者で社会福祉事業の振興に著しく貢献したもの</li> <li>3 社会福祉事業のために積極的に協力し、又は援助したもの及び社会福祉事業団体の役員等で民生安定のため特にすぐれた功績のあるもの</li> </ol>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 社会福祉事業関係団体の役員については、団体の役員歴25年以上でかつ会長又は副会長の経歴を有するもの ただし、年齢70歳以上で福祉団体の役員として功績のある場合はこの限りでない</li> </ol>
<p>保健衛生に貢献し、功労顕著なもの</p>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 保健衛生思想の普及指導、疾病の予防又は治療の施策、学校の嘱託医、その他について保健衛生の向上に著しく貢献したもの</li> </ol>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 学校医25年以上</li> <li>2 保健衛生関係団体の役員については、団体の役員歴25年以上でかつ会長又は副会長の経歴を有するもの ただし、年齢70歳以上で保健衛生団体の役員として功績のある場合はこの限りでない</li> </ol>
<p>納税、貯蓄に貢献し功労顕著なもの</p>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 納税貯蓄組合の会長及び会計として25年以上従事し、著しく功績のあったもの</li> </ol>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 納税貯蓄組合の規模は組合員数15世帯以上で、業績が著しいもの ただし、組合員数15世帯未満のときは年齢70歳以上の者を対象とする</li> </ol>

治安の維持、水害火災等の防護に当たり功労顕著なもの	1 消防の業務に従事するもので、団長、副団長の経歴が通算して15年以上のもの。その他の団員は30年以上のもの	1 その他の団員は本団付分団長、分団長及び副分団長の職にある者
前各号に定めるもののほか、特に表彰することが適当と認められるもの		
(善行者の表彰) 第4条 次の各号の一に該当するものは、善行者として表彰する		
公益のため町に多額の寄付をしたもの	1 個人の場合 100万円以上 2 法人の場合(団体) 300万円以上	1 物件は、評価額による 2 ふるさと納税の寄付者は、返礼品の受領者を対象としない。
非常の災害に際し、特に功績があつて、衆人の模範と認められるもの	1 火災、風水害、その他の災害に際し、自ら又は機敏なる措置によって被害を最小限に止め、又は重要なる施設等の保全につとめた場合等災害時における功労に特にすぐれたもの 2 適切な処置によって事故発生を未然に防止し、多数の人命若しは重要なる施設等の保全につとめた場合であつても対象とする	
自己の危険を省みず人命を救助したもの		
発明、発見をなし町の名誉を高揚したもの		

<p>善行が著しく町民の模範となるもの</p>	<p>1 公的機関からの委嘱等による活動を継続的におおむね15年以上にわたり行っているもの</p> <p>2 法令等に基づき設立された公益的活動団体の長としての活動を継続的におおむね15年以上にわたり行っているもの</p>	<p>1 委嘱等によるものの例</p> <p>行政連絡員 15年以上</p> <p>交通指導隊員 15年以上</p> <p>防犯指導隊員 15年以上</p> <p>保健協力委員 15年以上</p> <p>統計調査委員 15年以上</p> <p>民生委員 15年以上</p> <p>その他委員 15年以上</p> <p>2 法令等に基づき設立された公益的団体の長の例</p> <p>納税貯蓄組合長 15年以上</p> <p>その他公益的団体の長</p> <p>15年以上</p>
<p>前各号に定めるもののほか、表彰することが適当と認められるもの</p>	<p>1 公益的な目的を持って自発的に行っている活動を、継続的におおむね15年以上にわたり行っているもの</p> <p>2 公益的な目的を持って自発的に行った活動の功績が顕著であり、町民の模範となるもの</p> <p>3 その他</p>	<p>1 国・県等の表彰を受けている場合は、活動年数に係わらず対象とする</p>